

平成20年4月9日

第378回史跡めぐり

郷土の貴重な施設

宮内庁埼玉鴨場・見学

北越谷駅前「ほつと越谷」で

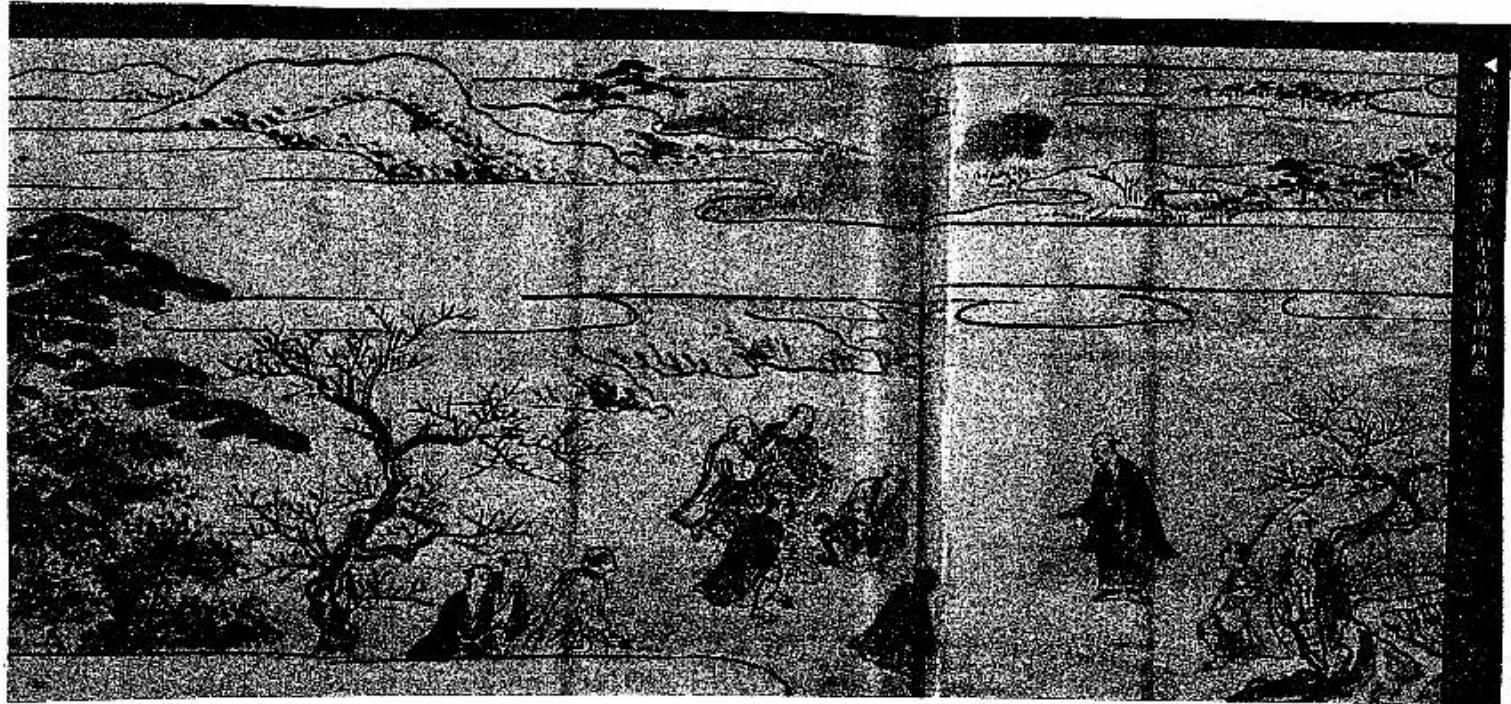
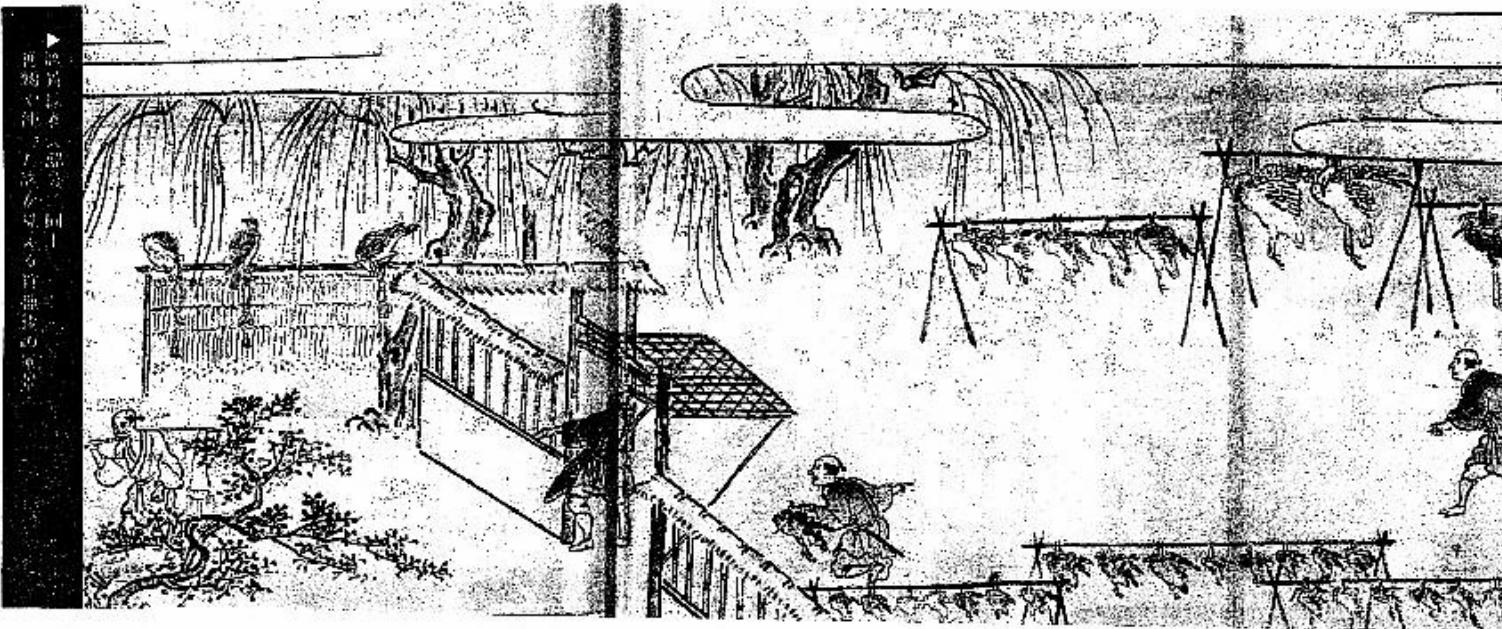
越谷と鴨場・解説

顧問 増岡武司

NPO法人 越谷市郷土研究会

御
鷹
場





鷹狩りとは、銅い駄らした鷹を使って鳥類を捕獲する狩獵の一種である。古代から中世にかけて朝鮮や中国・ヨーロッパなどで盛んに行われていたといわれるが、それはあくまでも一家族や部族の生存をかけた生活のための狩獵ではなく、武術の鍛錬を兼ねた特定の権力者による遊獵として行われていたといえる。

わが国でも古代朝廷では鷹を使つた狩獵を行なつてゐたが、朝廷以外は一般の庶民はもちろん、権門の間でもとくに許可を得た者ではない限り、鷹を銅つたり鷹を使うことは許されなかつた。武家が政権を握つた鎌倉期以降は、鷹狩りは貴族の風習として禁止され、弓や鎧・刀などによる大規模な猪狩りや鹿狩りにとつて代わられたが、戦国期に入ると敵国の情報を探る方便として鷹狩りを行う大名が多くなつた。

また、江戸期に入ると徳川家康や秀忠は、鷹匠らを職制に組み入れ盛んに鷹狩りを行なつてゐる。しかし、誰でもが鷹を使つてよいということではなく、將軍自身からもしくはとくに許可を与えられた者以外は、たとえ朝廷であつても鷹を使うことは許さなかつた。次いで三代將軍家光は、將軍や徳川一門の鷹狩りの場として御料（幕府領）私領・寺社領の別なく江戸を中心とした近郊の地に特定の鷹場を制度として設定した。この鷹場には、代官はじめ鷹匠・鳥見・餌指などの役人によつて密猟その他さまざまな禁令にかかる監視が続けられ、鷹場村々にとつては二重三重の支配を受けることになつた。

この鷹場は、五代將軍綱吉の「生類憐み令」によつて一時中断されたが、八代將軍吉宗によつて復活され、鷹場の制度や鷹場の職制がさらに整備されてその機構の充実が図られた。この際も鷹を使つた者は、將軍かその一門、あるいはとくに許された者に限られたが、これら狩獵に用いられた鷹は、いずれも將軍からのお預かりの鷹として丁重に扱われた。また、鷹を使って捕獲する鳥の種類もそれぞれに定められていたが、このうち鶴や白鳥の捕獲は將軍か、もしくは徳川御三家にしか許されなかつた。もつとも、鷹匠達により進物用の鶴や白鳥が差し支えなく調達されていたが、これはあくまでも將軍の代行といふことであつた。

將軍らの鷹狩りや鷹場の推移とその変遷は大きくみると、第一に徳川家康をはじめ秀忠・家光・家綱の鷹狩りと鷹場の設定。そして、綱吉による鷹場の廃止といふ近世前期の鷹場。第二に吉宗による鷹場制度の復活と、鷹場や職制の整備強化。第三に貨幣経済の農村への浸透による鷹場村々の変貌とそれに対処した鷹場機構の変質とに分けられる。



鷹の年
吉宗

鶴と越谷

冬季はハンターが待ち望んでいた鳥類捕獲の解禁季節であり、狩猟を楽しむ人びとが獲物を求めて各地に出向いている。しかし、近頃は鳥獣の数も減少傾向にあるとみられ、鳥獣の保護区域や休猟区域が拡大されてハンターの活動もやりにくくなっているようである。

ところで、江戸時代領主が鷹を放つて野鳥を狩猟する特定の地域を「鷹場」と称し、一般人の狩猟は堅く禁止されていたが、この禁猲地域は江戸を中心としたおよそ一〇里以内の地であった。これは狩猟を行なう領主の獲物が少くなるのを恐れるとともに、鳥獣の乱獲を防いで自然の保護をはかるためであつたが、一つには狩猟にとよせ怪しい者が江戸に潜入するのを防止する措置であったともいわれる。

それでは越谷周辺の古い頃の鳥の生息状況はどうなものであったらうか。天正十八年(1590)八月関東に入封した徳川家康は、鷹狩りを行いながら民情視察を兼ねて関東各地を巡回して歩いた。とくに越ヶ谷には慶長九年(1604)、放鷹途次の休泊所として越ヶ谷御殿を設けしばしば宿泊を重ねていたが、慶長十八年十一月には五日間の越ヶ谷御殿滞在中に一日に鶴を一七羽も捕獲したと上機嫌であった。なおこの鶴の肉は祝儀などで用いる吸物として最上の御馳走であったという。當時越谷地域は沼沢地が多く、鶴をはじめ水鳥の生息地として恰好の地であったので、とくに家康は好んで越ヶ谷を訪れていたのである。しかしこのときは鷹場といふ特別な地域は設定されておらず、領主が鷹狩りする場所がなかった。



鶴御成の図(葛飾区史から)

わち鷹場であった。この鷹場が制度化されたのは寛永五年(1628)のことであり、このときは八条領(現越谷市大町を相模町を含む)を含んだ江戸からおよそ五里以内の地域が将軍家鷹場に指定され、将軍のほか鑑札を所持した鷹匠頭以外の者の鳥類捕獲はきびしく禁じられた。次いで寛永十年には将軍家鷹場の外側、江戸からおよそ一〇里以内の地に水戸家など徳川御三家の鷹場が設定されたが、このうち武州足立郡木崎領など一二三か領が紀伊家の鷹場に与えられている。

その後五代将軍徳川綱吉の「生類説み令」にともない、元禄六年(1693)徳川御三家などの鷹場は将軍家に返上されたが、同年九月には将軍家の鷹場も廃止となり、鷹部屋に銅われていた鷹は残らず伊豆の新島に解放された。次いで元禄九年には鷹匠や鳥見の役職も廃止され、鷹場制度は事実上廃されたが、その後も旧鷹場内での鳥獣殺生はきびしく取締られた。しかも鳥類保護の施策が打出され、旧鷹場内農民の負担は相変らず重かったようである。

すなわち元禄九年三月、幕府は越ヶ谷領大間野沼(現大間野町)に丹頂鶴二羽と、七左衛門新田沼(現七左町)に真鶴一羽を放し飼いにしたが、この鶴の番人として地元の農民が數人監視にあたり、昼夜の別なく鶴が他所に飛んでいたときは、その状況と行った先をいちいち役所へ注進(報告)することが命じられている。さらに同十一年になると、この鶴の監視義務はいよいよきびしくなり、御料・私領・寺社領の別なく鶴が飛んでいた先の村では「何日逗留致候共、飛行候共、あるき申候共、御鶴心次第に致合番支配衆へ届けでることが義務づけられており、農民にとつては迷惑なことであったに違いない。いずれにせよ、當時鶴がまだ越谷に生息していたとは現在とうてい想像できないが、かつては豊かな越谷の自然に鶴が舞い遊んでいたことを思うとき、和やかな楽しい気分になる。それは遠い昔のことではなく今からおよそ二八〇年ほど前のことである。

●越谷の廃場

廃狩りは飼い馴らした鷹を山野に放って野鳥を捕える行事で、正式には放鷹^{はなづか}といった。

本来は鍛錬と娛樂を兼ねたものであったが、戦国時代には政治的なねらいも強くなり、廃狩りによって領内の民情や、敵地の情勢をさぐろうとする傾向がみられた。

徳川家康はこの放鷹に熱中し、江戸入府後もしばしば近郊に放鷹に出かけているが、その一つに江戸から川越を経て忍に至り、引返して鴻巣から大宮、岩槻を経て、さらに越ヶ谷から千住に至る行程があつた。その間折にふれて農民の直訴を受けて種々の取り調べを行うことが少なくなかった。

家康のころは放鷹を行ひ場所はとくに定められていなかつたが、寛永五年(1628)には江戸近郊の廃場が指定された。それによると、江戸から大体五里程の距離の村々が将軍の廃場として指定され、越谷の近辺では、騎援の草加地方までが組入れられていたようである。

次いで寛永十年には御三家にも廃場があたえられ、その場所は将軍の廃場の外側にあたり、江戸から五里から一〇里の間の地点にあつたようで、東から水戸・紀伊・尾張の順に配置された。また各家の廃場の中間に、將軍の廃場である提飼場^{ときば}が設けられていた。

廃場をあたえられる資格は、このほか三郷・家門・連枝・大藩主・幕府の重臣などにかぎられ、また借場といつて、將軍の廃場を借りて放鷹した。越谷地方では、西の七左衛門から南の蒲生にかけて紀伊家の廃場をあたえられた。

家の廃場に指定され、さらに八条地区は、一時清水家の借場場にもなっていた。

廃場を実際には管理したのは鳥見役であるが紀伊家の廃場では、享保十年(1725)の御廃場總石高帳によると、八名の鳥見役が村数二一〇村、村高五万八一六三石九斗二升四合の地域を支配したが、越谷地方は大門宿の本陣である会田家が管理する二五村、一万三七九石五斗の中に含まれていた。

鳥見役の職務は、廃場内の家作の新規取立をはじめ、新增築や水車などの許可、廃狩りの道筋の星敷改、屋根葺、立木伐採の許可・地頭・村役人などの交代届・飼犬改・田船改、堀泥濘・飼の献上・殺生魚獣の取締・相撲・花火・芝居などの諸興行の取締など、農民生活の全般にわたって幅広い規制の権限を持つていた。

こうした鳥見役の権限は、當時廃場が支配関係を超えて設定されていたことから領主の支配権を侵害する面もあり、鳥見役の中には、この特権をかさに非常に威圧的な態度をとった者もあり、農民は二重の負担に苦しむことが多かつた。



初期の廃場の系統(延宝八年十二月迄)

將軍 手廃場頭 同心
(鶴鳴)

大卒

年廢止

元禄 6

島見頭

島見

村々名主

鷹狩奉行

鷹狩奉行

網奉行

將軍

若年寄

大方

(元禄六年～宝永六年)

鳥方

(元禄六年～享保元年)

廃場復活後の職制

將軍 若年寄

廃場頭(やまとせきとう)

廃場頭一廃場組頭一同心(上役・組頭・同心)

廃場目付(元文五年廢止)

飼指(飼匠一弟子一飼)

享保七年から町飼指(同)

大卒一見習(享保十三年迄)

郷鳥見一享保三年野廻り一下見

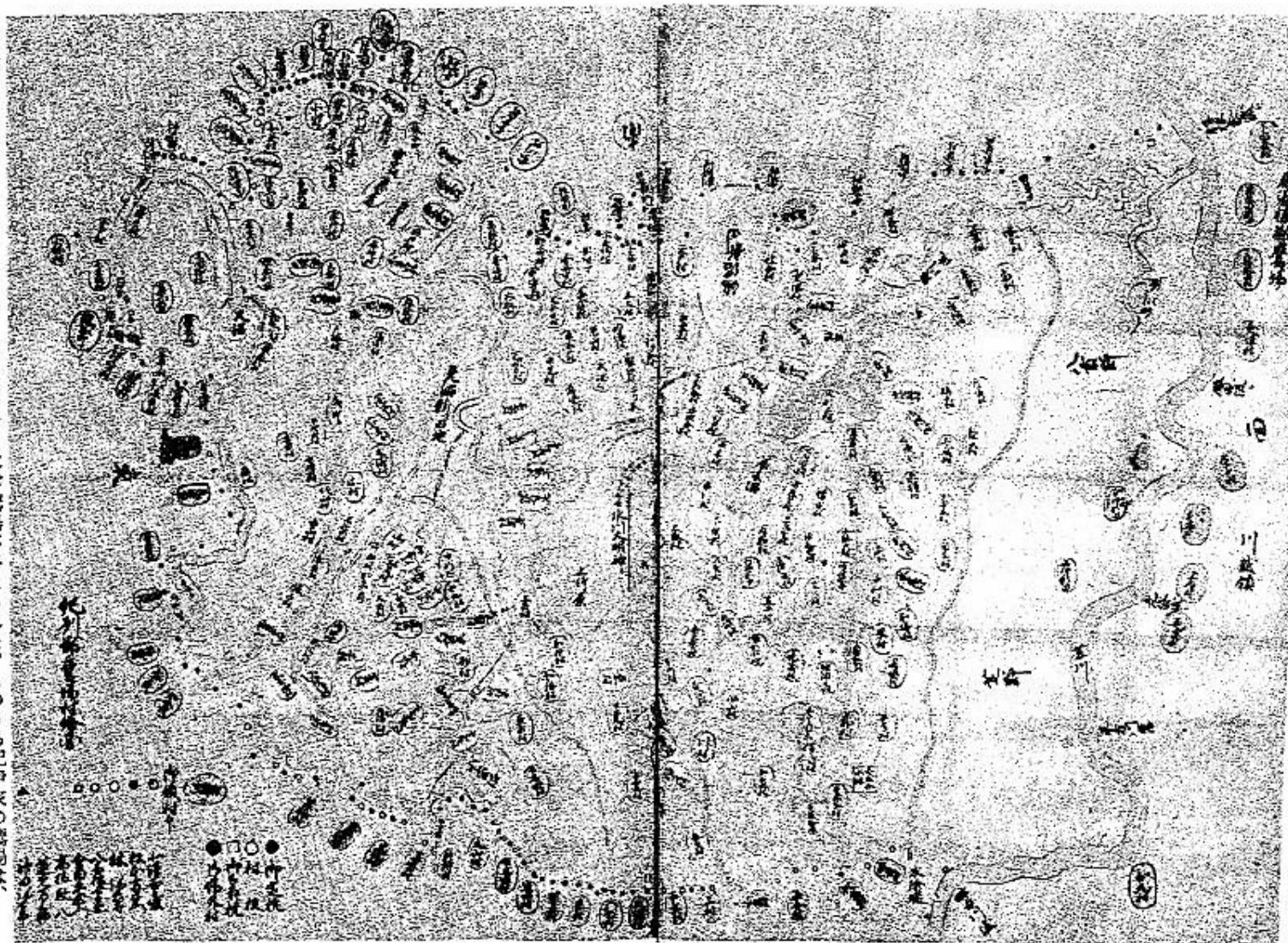
(享保十四年～享延四年廢止)

先手頭(鉄砲方佐々木勘三郎一大卒一見習)

鳥見組頭一鳥見一見習

網奉行

川越領



▲紀州御廻場村繪図（県立文書館寄託会田家文書）

紀伊家廻場

享保二年（1717）徳川御三家などに再び廻場が与えられた。このうち紀伊家の廻場は、指扇領や大宮領など十三カ領のほか、新たに足立郡鴻巣領・大谷領・赤山領など三十五カ村、添場として埼玉郡越ヶ谷領など高一万余石余の地が紀伊家廻場に組み入れられた。

こうして紀伊家廻場の領域は、二百十カ村約六万一千二百余石の地域にわたった。

この廻場設定の経過を「浦和史料」によると、まず享保二年五月、紀伊藩主が江戸城において將軍から廻場を与える旨が達せられている。同時に、公儀鳥見平山六左衛門と内山源五右衛門が関東郡代伊奈半左衛門の家臣二人の案内で、内定された紀伊家廻場村々を訪れ、それぞれの支配者名や村名を調べ上げ、廻場領域の確認にあたっている。

徳川氏による廃場制度は、慶應三年に廃止されたが、この年十二月大政は朝廷に奉還された。次いで翌四年、鳥羽伏見の乱後、薩長を中心とした討幕軍によって江戸城は明け渡され、維新政府が樹立された。統一国家を目指した維新时期の動乱と混亂がいちおう克服され、明治政府の基礎が固まつた明治十一年、時の内務卿伊藤博文は、皇室の遊獵場を埼玉県内に設定したいのでその場所の選定をするよう県令に指示した。

これを受けた、白根多助埼玉県令は、早速遊獵場の選定にあつたが、同十六年五月時の県令吉田清英によつて、東は江戸川を限り、西は陸羽道（四号国道）、北は権現堂を限つた北足立・南埼玉・北葛飾の三郡、その延長南北十里、東西六里、面積およそ三万町歩の地を遊獵場と定め、これを江戸川筋御獵場と称した。さらに翌十七年六月には、陸羽道を限つた区域を鳴ヶ谷から幸手に至る日光御成街道にまで拡張したが、これで遊獵場区域は三郡四十四カ村（明治二十二年の合併町村）に及んだ。なおこの地域を第一区、第二区と区分したが、このほか千葉県行徳地域を第三区と定めている。

もちろんこの地域は、水島の生息に適した低湿地帯で、江戸時代盛んに鷹狩りが催された地帯である。明治政府のこの遊獵場設定は、将軍に代わる皇室の絶対性を誇示するため江戸時代の廃場を改めて復活させる意図があつたものかは不明ながら、外國の貴賓などを接待するため設けられている西洋の王室を真似たのではないかともいわれている。

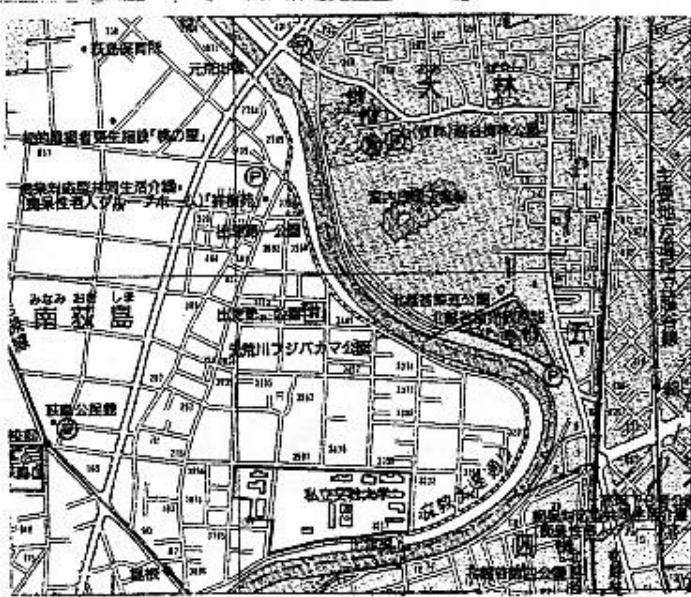
この間宮内省は、鷹の飛来が少なくなった皇室の遊獵場御浜御殿の代替地として江戸川筋御獵場内、南埼玉郡大袋村大字大林（現越谷市）の元荒川筋におよそ十町歩の地を買収し、明治四十年に工を起し翌四十一年十二月に完成させた。これを埼玉御獵場と称し、皇族や政府高官らが各國大公使及び貴賓などを接待して鷹狩を極す特定の場所とした。はじめは鷹を使って鷹などを捉えたが、次第にさで網での捕獲に替えられていった。

宮内省では最初、一、二区に監督守長および監守人（二区は取締長および取締人）を分駐させ、獵場内の取り締まり監督にあたらせたが獵場内町村の有力者も登用し、江戸川筋御獵場内監守人附属として「御獵場見回方」に任命している。

蒲生村の高山源兵衛、大房村の中村清太郎ら五人が最初に見回り人に任せられた



宮内庁埼玉御獵場



終戦秘話

高橋絃と鉢木邦彦の共著『天皇家の密使たち——秘録・占領と皇室』

——鴨獵が初めて話題になったのは、おそらく第一回の天皇・マッカーサー会見のときである。天皇と通訳だけが会見室に入れられ、宮内大臣・石渡莊太郎以下の「お供」は別室で天皇の帰りを不安な面持ちで待っていた。そのとき総務局長・寛素彦が、マッカーサーの軍事秘書、准将ボナード・フェラーズと話題にするのである。

「宮廷には鴨獵というのがありますね。あなたの方のように、鉄砲で撃ち落すのではなく、網でくうんです。」

「へえ。どうやって飛んでいる鴨を網で捕えるんですか」

「鴨場には元湯といふ大きな池がありましてね、そこに毎年一万羽を越える鴨が秋になるとやつて来ます。よく慣らしたアヒルを団にして、深い溝に鴨を引き込むんですよ。入つて来たところをレモンを輪切りにしたような形の網で捕えるんです」

「日本人は本来殺生が嫌いなんです。とくに皇室は昔から平和を愛好していますから。鉄砲でズドンというやり方は好ましいんです」――

宮内省の鴨場の獵は、その後占領期間中、総司令部職員の人気行事になった。「天皇家の密使たち」は、さらにこう続けている。

「宮内省の鴨場では、二十年の秋ごろからGHQの高官を招いて鴨獵が行われた。天皇のグック・ネットティングは非常に好評で、埼玉県越谷、千葉県市川のふたつの鴨場を使って、多い週は二度も三度も開かれた。GHQ内ではたちまち有名になり、参加希望者が殺到して一回二十人ほどの定員が、その倍に近いこともしばしばだった」……

埼玉鴨場

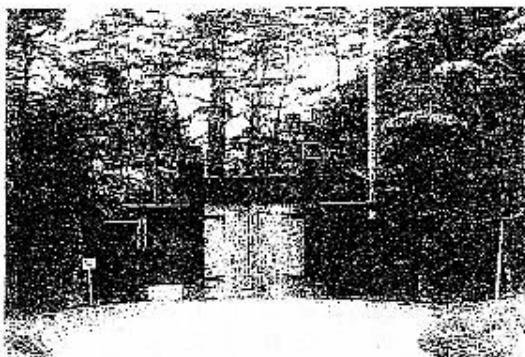
越谷市大林の宮内庁埼玉鴨場は、明治四十一年今からおよそ一〇ヶ月の面積をもつ御鴨場です。ここは外国からきたお客様や天皇はじめ皇族方が鴨の猟をするために設けられた場所です。

この鴨は秋になるとシベリヤ方面からえさを求めて日本にやってきて、春になるとまた帰って行く渡り鳥ですが、秋から春にかけては数知れないほどの鴨が越谷の鴨場に集まりました。そして毎年のように外國のお客さんや皇族など、たくさん的人がこの鴨場をおとずれて鴨猟を楽しんでいました。昭和三

十二年三月十一日にも、天皇、皇后、兩陛下をはじめ皇太子や皇族がそろって鴨場をおとずれ鴨猟をたのしんでいました。

このときの新聞記事によりますと、皇后陛下は初めての鴨猟であつたため、獲ものは一羽だけだったとあります。またこの日越谷町民の多くは両陛下のお成りを知らなかつたので、沿道の出迎えも少なく静かであつたとも記されています。また昭和三十四年の秋にも皇太子御夫妻が鴨場をおとずれています。

もとはこの鴨場に数万羽の鴨が集まつたといいますが、今では都市化のえいきょうからか、集まる鴨は少なくなりつづっています。でも越谷にはこの鴨場があるために、うつそうとした樹木が生い茂る、昔ながらの自然の緑地帯が残されています。一般の人はこの鴨場に自由に立ち入ることはできませんが、この緑地帯の今後をわたしたちはこれからもあたたかく見守っていきたいと思います。



埼玉鴨場の表門

（注）

天皇・皇后：昭和天皇・良子皇后
皇太子：現在の平成天皇・美智子皇后

本文の作成については越谷市立図書館・小野元館長様のご協力により資料をまとめました。

参考文献

越谷の歴史物語

（越谷市教育委員会）
(本間清利著)

天皇家の密使たち

御鷹場

天皇家の密使たち

附録・占領と天皇

（高橋 紘・鈴木邦彦共著）